

コンプライアンス

103-2



Why it matters

経済のグローバル化に伴い、行政や経済の仕組み、取引慣行、価値観などが異なる国・地域を超えたボーダーレスな事業活動が活発化しています。グローバルで公正な事業慣行を徹底し、コンプライアンスにかかわるあらゆるリスクに備える上でも、日立グループ従業員への規範意識の浸透は、経営の基盤となる課題です。日立は、すべての役員・従業員の判断・行動のよりどころとなる「日立グループ行動規範」および「日立グループ企業倫理・コンプライアンスコード」を定め、すべての従業員が

それを遵守しています。

また、贈収賄防止や競争法の遵守といった重要な事業慣行に対する各国・地域の規制が厳格化しており、日立ではこうした国際規範に対応した自社規程を設け、グループ全体で周知・徹底しています。

What we are doing



国際規範に
則った事業慣行

取り組みの柱

- 「日立グループ行動規範」の遵守
- 「日立グローバル・コンプライアンス・プログラム(HGCP)」の運用
- 反社会的取引の防止
- 贈収賄の防止
- 競争法の遵守
- 厳格な輸出管理の実施
- 税務コンプライアンスの徹底

目標・KPI

- コンプライアンス通報の実績459件
- 贈収賄防止および競争法の遵守の徹底

2019年度の取り組み

- 「日立グループ企業倫理・コンプライアンスコード」の制定
- グループ会社821社を対象にコンプライアンスリスクサーベイを実施
- グループ共通の内部通報制度「日立グローバルコンプライアンスホットライン」導入
- 経営幹部を含む17万人以上の従業員が贈収賄防止および競争法遵守のeラーニングを受講
- コンプライアンスリスクの高い営業部門の部長を対象に競争法違反防止の研修を開催

国際規範に則った事業慣行

日立グループ行動規範

方針

教育・浸透

102-16

日立は、グループ共通の行動規範として「日立グループ行動規範」を制定し、すべての役員および従業員はその遵守を誓約しています。本行動規範は13言語に翻訳されており、世界中の役員および従業員に共有しています。

また、「日立グループ行動規範」に関するeラーニング教材も日本語のほか13言語で提供し、従業員への周知徹底を図っています。加えて、企業倫理やコンプライアンスに関する意識についても、毎年日立グループ内で従業員サーベイを実施し確認、健全な企業文化の醸成を図っています。

2019年度の取り組み

2019年度は、すべての役員および従業員に「日立グループ行動規範」をより深く理解してもらい、日立全体で共有すべき企業倫理やコンプライアンスに関する考え方を明確にするための検討を行いました。その結果を反映した「日立グループ企業倫理・コンプライアンスコード」を2020年4月に制定し、日立の役員および従業員に対して企業倫理に基づく行動とコンプライアンスのさらなる徹底を図っています。本コードは14言語に翻訳されており、世界中の役員および従業員に共有しています。

コンプライアンス体制

体制

102-17

日立は、「日立グループ行動規範」および「日立グループ企業倫理・コンプライアンスコード」のもとで、「日立グローバル・コンプライアンス・プログラム(HGCP)」を制定し、コンプライアンスを推進しています。

このプログラムを実行する体制として、グループ全体のリスクマネジメントを統括する管掌役員(日立グループリスクマネジメント責任者)のもと、ビジネスユニット(BU)と主要グループ会社ごとに経営層レベルのリスクマネジメント責任者を置き、それらをメンバーとする「コンプライアンスマネジメント会議」を通じてコンプライアンスに関する基本方針や情報の共有を図っています。また各リスクマネジメント責任者の下にコンプライアンス・マネージャーを置き、リスクマネジメント責任者の職務を実務面で補佐します。さらに、グローバルの11地域に地域コンプライアンス責任者を設置し、各地域における教育や情報共有などを実施するとともに、社外の弁護士への相談窓口を設置しています。

コンプライアンス施策の状況については、BUや主要グループ会社との個別対話により施策推進における課題を明確化するだけでなく、内部監査部門がグループ全体を対象として定期的にコンプライアンス分野の監査を実施し、適正性を確認しています。監査の結果、改善を要する事項が見られた場合には、速やかに是正措置を行っています。

また、日立製作所では社外の有識者をメンバーとする「アドバイザリー委員会」を設置してコンプライアンス全般について外部の知見を積極的に取り入れています。

なお、日立では2013年度以降、贈収賄リスクの高い地域のグループ会社を対象に、想定される贈収賄リスクのシナリオに基づいた調査を3年ごとに実施しています。今後もこうしたリスクアセスメントを定期的に行い、その結果を各社におけるコンプライアンス活動に生かすようにしていきます。

2019年度の取り組み

2019年度は、日立グループ・グローバルで共通のリスク管理区分に基づいた運用を行うため、コンプライアンスリスクサーベイをグループ会社821社に実施しました。この結果に基づき、リスクの高い事業や地域にリソースを配分するなどしてコンプライアンスプログラムの実効性を確保し、リスクに応じた施策の徹底と運用に努めていきます。

コンプライアンス通報制度

体制

102-17

日立は、違法・不適切な行為の防止と早期是正、自浄能力の向上を図るため、コンプライアンス違反または違反が疑われる行為を直接通報できるコンプライアンス通報制度を導入しています。日立の社員だけでなく、派遣社員や、サプライヤー、ディストリビューターなどの取引先も利用することができます。すべての通報について調査を実施し、事実を確認した上で、記名のあった通報者には調査結果を回答するとともに、必要に応じた是正措置をとるなど適切に対応しています。2019年度はグローバルのグループ全体で459件の通報を受け付けました。

また、日立製作所では、事業所長、執行役など経営幹部による違法または著しく妥当性を欠く業務執行について、全従業員が匿名、実名を問わず直接、取締役に対し通報することができる「取締役会の窓」という通報制度も導入しています。



日立グループ行動規範/日立グループ企業倫理・コンプライアンスコード▶
<http://www.hitachi.co.jp/about/corporate/conduct/index.html#ank8095011>



グローバルな苦情処理メカニズムの整備▶

2019年度の取り組み

2019年度は、グループガバナンスの拡充とコンプライアンスのさらなる徹底を図るため、日立グループ共通の内部通報制度として「日立グローバルコンプライアンスホットライン」を導入、グループ内における内部通報制度の統一化を図りました。新制度は、2020年4月より運用を開始し、インターネットでの入力、電話を通じて多言語で、24時間受付が可能になり、通報制度の拡充を推進しています。

反社会的取引の防止

方針

体制

日立は、暴力団などの反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、あらゆる不当要求や不正な取引を拒否し、決して反社会的取引を行わないことを「日立グループ行動規範」に明記しています。新規の取引先のみならず既存の取引先についても定期的に適格性の審査を行うとともに、万が一、取引開始後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合に備えて、日本では取引契約書に暴力団排除条項を入れるなどの対策を行っています。また、外部専門機関(全国の暴力団追放運動推進センターや警察など)と連携しながら反社会的勢力による接近の排除に努めています。

贈収賄防止方針

方針

事業に絡む腐敗行為の防止は企業にとっての大きな課題となっています。日立は、HGCPに「贈収賄防止に関する規則」を制定するとともに、公務員への接待、進物などについて具体的な金額の目安を示したガイドラインを作成し、ファシリテーション・ペイメントの禁止や取引先審査手続なども定めています。また、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)をはじめ、近年、厳格化している各国・地域の贈収賄防止法の遵守を徹底しています。

贈収賄防止の啓発活動

教育・浸透

205-1

205-2

日立は、HGCPで定める贈収賄防止および競争法遵守についての方針や規則の周知徹底のために、eラーニングを日本語・英語・中国語のほか12言語で作成・展開し、グローバルの日立グループ会社で活用しています。

2019年度の取り組み

2019年度は、日立グループで経営幹部を含め17万人以上の従業員が受講し、コンプライアンス誓約書の提出を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めました。

競争法遵守の方針

方針

日立は、「法と正しい企業倫理に基づいた行動」「公正で自由な競争」を事業活動の基本に掲げています。HGCPでは、「競争法遵守に関する規則」に加えてこれに関連した業務基準、ガイドラインを定めています。

競争法違反防止の取り組み

活動・実績

日立は、贈収賄防止の取り組みと同様に日本語・英語・中国語のほか12言語のeラーニングを活用した競争法遵守の啓発活動をグローバルに展開するとともに、HGCPの「競争法遵守に関する規則」および、関連した業務基準、ガイドラインの徹底に努め、グローバルで競争者との接触に関連する基準を海外向けにも作成し、実務上の注意点を周知しています。また、グループ会社に提供している職場討論用事例集に、競争法に関する事例を日本語・英語・中国語の3言語で掲載し、従業員の意識向上を図っています。

2019年度の取り組み

2019年度は、日立製作所において隔年で実施している特別部長研修を開催し、競合他社との接触や公共入札など、日常業務の中でコンプライアンスリスクの高い営業部門の部長職など約1,100人が受講しました。

輸出管理

方針

体制

日立は、「日立グループ行動規範」に基づき、国際的な平和および安全の維持のため、グローバルで輸出入に関する法令を遵守し、内部規程に従って適切な管理を行うことを輸出管理の基本方針としています。この基本方針に則って日立製作所では「安全保障輸出管理規則」を制定し、すべての輸出貨物・技術について、輸出先の国と地域、顧客、用途を審査した上で、法令に基づいて厳格な輸出管理を行っています。また、グループ会社もこの方針に則って当該国・地域などの法令に基づいて輸出管理を行うよう、規則制定や体制整備の指導をするとともに、教育などによりその活動を支援しています。

現在、日立グループ内の教育プログラムとして、輸出管理に関する講座を開催しているほか基礎eラーニングは14言語、実務者向けのeラーニングは日本語、英語、中国語の3言語で実施し、日立グループ全体において輸出管理が徹底されるよう取り組みを継続しています。

税務コンプライアンスへの考え方

考え方

日立は、各国税務当局からの指摘や税務訴訟などの税務リスクに対応するため、グループ全体で適切な税務ガバナンスの構築を図っています。具体的には、遵守すべき税務関連の規程およびグループの移転価格管理に関するルールを制定し、周知しています。さらに事業のグローバル化に対応した税務リスク管理を実施し、下記事項を徹底していきます。

1. グループ各社は、OECD*1移転価格ガイドライン、BEPS*2行動計画などの税務の国際基準を十分に斟酌(しんしゃく)し、事業活動にかかわるすべての法令を遵守して、税務管理を遂行する
2. グループ各社は、社会的に責任ある組織として効率的、継続的、積極的に税務管理し、日立ブランドの価値を守り、株主価値を最大化することに努める
3. グループ各社は、事業活動地域における税務当局と誠実で良好な協力関係を構築し、維持、発展させることに努める

*1 OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) : 経済協力開発機構

*2 BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) : 税源浸食と利益移転

税務コンプライアンスの取り組み

活動・実績

日立は、グローバル化に対応した税務リスク管理を徹底するため、グループ全体で遵守すべき税務関連の規定やグループの移転価格管理に関するルールに従い、OECD移転価格ガイドラインやグループ各社の所在国・地域の移転価格税制などに基づいた移転価格の管理を実施しています。

法令違反について

活動・実績

205-3 | 206-1 | 419-1

2019年度において、贈収賄にかかる違反や制裁を伴う案件は発生していません。競争法については、グループ会社において、一部の自動車用部品の海外取引に関して競争法違反と認定された事実を厳粛に受け止め、組織・規則の整備、教育・監査の充実などにより再発防止に取り組んでいます。なお、税務コンプライアンスについては、各国・地域の拠点でそれぞれの法規制に従って対応しており、大きな影響を与える法規制への違反に対する罰金および罰金以外の制裁措置は受けていません。